

国会公契第30号
国官技第374号
令和6年3月6日

各地方整備局 総務部長 殿
企画部長 殿
北海道開発局 事業振興部長 殿

大臣官房 会計課長
技術調査課長
(公印省略)

工事における週休2日の取得に要する費用の計上について（試行）

建設業の働き方改革を推進する観点から、「工事における週休2日の取得に要する費用の計上について（試行）」（令和4年3月31日付け国会公契第59号、国官技第369号）により、週休2日の確保にあたって必要となる費用の計上を行っているところであるが、週休2日工事の取組状況等を踏まえ、令和6年度以降に発注する週休2日工事について、下記のとおり行うこととしたので通知する。

記

1. 用語の定義

（1）週休2日

- ①月単位の週休2日とは、対象期間において、全ての月で4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。
- ②通期の週休2日とは、対象期間において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

（2）対象期間

工事着手日から工事完成までの期間をいう。なお、年末年始休暇6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間等は含まない。

（3）現場閉所

巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

(4) 4週8休

月単位の4週8休とは、対象期間内の全ての月毎に現場閉所日数の割合（以下「現場閉所率」という。）が、28.5%（8日／28日）の水準の状態をいう。ただし、暦上の土曜日・日曜日の閉所では28.5%に満たない月は、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上に閉所を行っている場合に、4週8休（28.5%）以上を達成しているものとみなす。

通期の4週8休とは、対象期間内の現場閉所率が、28.5%（8日／28日）の水準の状態をいう。

なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

2. 発注方式

次のいずれかによる方式を基本とする。

なお、社会的要請や現場条件の制約等により現場閉所を行うことが困難な工事については、「週休2日交替制適用工事の試行について」（令和6年3月6日付け国会公契第31号、国官技第375号）に基づき、技術者及び技能労働者が交替しながら休日確保の取組を推進するものとする。

(1) 発注者指定方式

発注者が、月単位の週休2日に取り組むことを指定する方式（通期の週休2日は必須）

(2) 受注者希望方式

受注者が、工事着手前に、発注者に対して月単位の週休2日に取り組む旨を協議したうえで取り組む方式（通期の週休2日は必須）

3. 積算方法等

(1) 補正係数

週休2日の確保に取り組む工事において、対象期間中の現場の閉所状況に応じて、以下のとおり、それぞれの経費に補正係数を乗じるものとする。

【月単位の週休2日適用工事（4週8休以上）】

- ・労務費 1. 0 4
- ・機械経費（賃料） 1. 0 2
- ・共通仮設費率 1. 0 3
- ・現場管理費率 1. 0 5

【通期の週休2日適用工事（4週8休以上）】

- ・労務費 1. 0 2
- ・機械経費（賃料） 1. 0 2
- ・共通仮設費率 1. 0 2

(2) 補正方法

① 発注者指定方式

入札説明書等において、月単位の週休2日に取り組む旨を明記するとともに、月単位の4週8休以上を達成した場合の補正係数を各経費に乘じたうえで予定価格を作成するものとする。

なお、現場閉所の達成状況を確認後、月単位の4週8休に満たないものは通期の週休2日の補正係数に変更するものとし、通期の4週8休に満たないものについては、通期の週休2日の補正係数を除した変更を行うものとする。

また、提出された工程表が月単位の週休2日又は通期の週休2日の取得を前提としていないなど、明らかに受注者側に月単位の週休2日又は通期の週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、必要に応じ、工事成績評定実施要領に基づく点数を減ずる措置を行うものとする。

② 受注者希望方式

入札説明書等において、受注者が工事着手前に発注者に対して月単位の週休2日の取組について協議することを明記するとともに、月単位の4週8休以上を達成した場合の補正係数を各経費に乘じたうえで予定価格を作成するものとする。

なお、現場閉所の達成状況を確認後、月単位の4週8休に満たないものは通期の週休2日の補正係数に変更するものとし、通期の4週8休に満たないものについては、通期の週休2日の補正係数を除した変更を行うものとする。

また、提出された工程表が通期の週休2日の取得を前提としていないなど、明らかに受注者側に通期の週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、必要に応じ、工事成績評定実施要領に基づく点数を減ずる措置を行うものとする。なお、月単位の週休2日に関する点数を減ずる措置は行わない。

附 則

- 1 本通知は、令和6年4月1日以降に入札公告等を行う工事に適用する。
- 2 「工事における週休2日の取得に要する費用の計上について（試行）」（令和4年3月31日付け国会公契第59号、国官技第369号。以下「旧通知」という。）は廃止する。ただし、令和6年3月31日までに入札公告等を行う工事については、旧通知による。